

各所管府省庁における取組状況について

令和4年9月28日

インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議幹事会

各所管府省庁における取組状況について【内閣府】

1. インフラ長寿命化計画（行動計画）

（1）未策定状況に対する所管府省庁としての対応
（該当なし）

（2）計画期間を超過している計画に対する所管府省庁としての対応
（該当なし）

2. 個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）

（1）策定率100%未満の施設に対する所管府省庁としての対応
（該当なし）

（2）計画期間を超過している計画に対する所管府省庁としての対応

所管府省	分野	内訳詳細 （※1）	計画期間を超過 している計画 （施設数） （R4.4.1時点）	主な策定主体	計画期間超過理由	所管府省としての計画期間を超過している計画に対する取組
内閣府	内閣府本府 が維持管理 する施設	庁舎等 （全14施設）	2	国	・緊急性の高い修繕を限られた予算の範囲内で実施しているため。 ・庁舎保全業務を担う人員が不足しているため。	・今後は管理庁として、適切に更新が行われるように予算及び人員の確保に必要な調整を行い、計画期間超過の改善に努めてまいりたい。

注釈（※及び※1）についてはそれぞれ下記のとおり（以下全ページ同様）。

- 1.（1）
令和4年4月1日時点において行動計画の策定が完了していないと回答した主体数
- 2.（1）
（ ）内は策定対象総数（行動計画において個別施設計画を策定することとした施設等）
- 2.（2）
（ ）内は策定完了総数。

各所管府省庁における取組状況について【警察庁】

1. インフラ長寿命化計画（行動計画）

(1) 未策定状況に対する所管府省庁としての対応

(該当なし)

(2) 計画期間を超過している計画に対する所管府省庁としての対応

(該当なし)

2. 個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）

(1) 策定率100%未満の施設に対する所管府省庁としての対応

所管府省	分野	内訳詳細 (※1)	策定率 (R4.4.1時点)	策定率見込み (R5.4.1時点)	策定完了(策定率 100%)見込み時期 (R5.4.1以降の場合)	主な策定主体	策定遅延理由	所管府省としての未策定施設に対する取組
警察庁	警察施設	庁舎等 (全9,069施設)	97% (未策定:256施設)	100%	-	都道府県	・個別施設計画の策定について、知事部局等との調整に時間を要しているため。 ・計画策定後に新設した庁舎等について、新たに個別施設計画の策定を する必要があるため。	・都道府県警察における個別施設計画策定状況を共有するなど、各都 道府県警察における個別施設計画の策定を推進する。
		宿舍 (全3,842施設)	94% (未策定:216施設)	100%	-	都道府県	・個別施設計画の策定について、知事部局等との調整に時間を要して いるため。 ・計画策定後に新設した宿舍について、新たに個別施設計画の策定を する必要があるため。	
	交通安全施設	交通安全施設 (全35管理者)	97% (未策定:1管理者)	100%	-	都道府県	・「庁舎」と「交通安全施設」を合わせた個別施設計画の策定作業を実 施してきたが、「庁舎」に関する策定作業に時間を要しているため。	・都道府県警察における個別施設計画策定状況を共有するほか、計画 未策定主体に対し個別施設計画の策定作業の進捗状況を確認する。

(2) 計画期間を超過している計画に対する所管府省庁としての対応

所管府省	分野	内訳詳細 (※1)	計画期間を超過 している計画 (施設数) (R4.4.1時点)	主な策定主体	計画期間超過理由	所管府省としての計画期間を超過している計画に対する取組
警察庁	交通安全施設	交通安全施設 (全35管理者)	1	都道府県	・令和3年5月28日に閣議決定された「第5次社会資本整備重点計画」を盛り込んだ個別施設計画とするため、更新作業に時間を要しているため。	・円滑に更新が行われるよう、助言、支援を行う。 なお、令和4年4月14日に個別施設計画を更新済み。

各所管府省庁における取組状況について【総務省】

1. インフラ長寿命化計画（行動計画）

（1）未策定状況に対する所管府省庁としての対応

所管府省	分野	内訳詳細	策定主体	未策定数※	令和4年度中の策定予定数	今後の対応
総務省	消防関係施設	—	一部事務組合	18 (266)	16	令和4年6月3日に、各消防本部に対して通知を発出し、改めて策定を依頼した。策定が遅れている団体に対しては、各自治体担当者が集まる会議等の機会をとらえ、早期に計画策定に着手するよう促す。
			広域連合	1 (22)	1	

（2）計画期間を超過している計画に対する所管府省庁としての対応

所管府省	分野	内訳詳細	策定主体	計画期間を超過している計画(主体数) (R4.4.1時点)	計画期間超過理由	今後の対応
総務省	消防関係施設	—	一部事務組合	2	・組合全体で一つの計画を策定しているところ、消防分野の更新作業は完了しているが、組合内の他分野が更新作業に時間を要しているため。	・他分野の更新作業を待っている状態であることから、機会を捉えて進捗を確認し、必要に応じて助言や優良事例の紹介を行う。
			広域連合			

2. 個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）

（1）策定率100%未満の施設に対する所管府省庁としての対応

所管府省	分野	内訳詳細 （※1）	策定率 （R4.4.1時点）	策定率見込み （R5.4.1時点）	策定完了(策定率 100%)見込み時期 （R5.4.1以降の場合）	主な策定主体	策定遅延理由	所管府省としての未策定施設に対する取組
総務省	消防関係施設	消防庁舎 （全714消防本部）	87% （未策定：91消防本部）	95%	未定	地方公共団体 一部事務組合 広域連合	【市町村】 ・公共施設等総合管理計画の修正が見込まれており修正に沿った形で策定するため。 ・令和3年3月に個別施設計画を策定しているが、消防庁舎については当時建設中であったため、次期更新時に追加予定。 【事務組合】 ・財政事情等により、具体的な内容で計画を策定することが困難であるため。 ・公共施設等総合管理計画が未策定であるため。	・令和4年6月3日付けで消防分野における公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の早期策定について、各消防本部宛に通知にて促したほか、未策定の消防本部に対して、個別のヒアリングを通じて、早期に計画策定に着手していただくようお願いをした。

（2）計画期間を超過している計画に対する所管府省庁としての対応

所管府省	分野	内訳詳細 （※1）	計画期間を超過している計画(施設数) （R4.4.1時点）	主な策定主体	計画期間超過理由	所管府省としての計画期間を超過している計画に対する取組
総務省	消防関係施設	消防庁舎 （全623消防本部）	2	地方公共団体 一部事務組合 広域連合	・現在の計画は令和3年度までの期間であり、同年度中に計画を更新する予定であったものの、同年度中に発生した災害の影響を受け、更新作業が遅れたため。	・いずれも今年度中に更新する予定であり、特段の対応は要しない。

1. インフラ長寿命化計画（行動計画）

（1）未策定状況に対する所管府省庁としての対応

（該当なし）

（2）計画期間を超過している計画に対する所管府省庁としての対応

（該当なし）

2. 個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）

（1）策定率100%未満の施設に対する所管府省庁としての対応

（該当なし）

（2）計画期間を超過している計画に対する所管府省庁としての対応

（該当なし）

各所管府省庁における取組状況について【外務省】

1. インフラ長寿命化計画（行動計画）

（1）未策定状況に対する所管府省庁としての対応
（該当なし）

（2）計画期間を超過している計画に対する所管府省庁としての対応
（該当なし）

2. 個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）

（1）策定率100%未満の施設に対する所管府省庁としての対応
（該当なし）

（2）計画期間を超過している計画に対する所管府省庁としての対応
（該当なし）

1. インフラ長寿命化計画（行動計画）

（1）未策定状況に対する所管府省庁としての対応
（該当なし）

（2）計画期間を超過している計画に対する所管府省庁としての対応
（該当なし）

2. 個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）

（1）策定率100%未満の施設に対する所管府省庁としての対応
（該当なし）

（2）計画期間を超過している計画に対する所管府省庁としての対応
（該当なし）

各所管府省庁における取組状況について【文部科学省】

1. インフラ長寿命化計画（行動計画）

(1) 未策定状況に対する所管府省庁としての対応
(該当なし)

(2) 計画期間を超過している計画に対する所管府省庁としての対応

所管府省	分野	内訳詳細	策定主体	計画期間を超過している計画(主体数) (R4.4.1時点)	計画期間超過理由	今後の対応
文部科学省	学校施設	国立大学法人等施設	国立大学法人	53	<ul style="list-style-type: none"> ・人員不足のため。 ・当初計画していた内容と現状の齟齬について確認作業を進めているため。 ・大学の経営統合を控えているため。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の調査結果を踏まえた通知を发出し、計画期間を超過している国立大学法人等に更新を促す。 ・所管府省として、早急に更新が行われるよう、あらゆる機会を通じ積極的な働きかけを行う。
	独立行政法人施設	独立行政法人施設	独立行政法人	9	<ul style="list-style-type: none"> ・戦略的施設の行動計画の方向性は変わらないものの、計画の見直しのための現状分析や必要な情報の収集に時間を要しているため。 ・個別施設計画を策定したため、行動計画を更新する必要がなくなったと誤った解釈をしていたため。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の調査結果を踏まえた通知を发出し、計画期間を超過している独立行政法人等に更新を促す。 ・所管府省として、早急に更新が行われるよう、あらゆる機会を通じ積極的な働きかけを行う。

2. 個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）

(1) 策定率100%未満の施設に対する所管府省庁としての対応

所管府省	分野	内訳詳細 (※1)	策定率 (R4.4.1時点)	策定率見込み (R5.4.1時点)	策定完了(策定率100%)見込み時期 (R5.4.1以降の場合)	主な策定主体	策定遅延理由	所管府省としての未策定施設に対する取組
文部科学省	学校施設	公立学校施設 (全1,994管理者)	98% (未策定:39管理者)	99%	R6.3	市区町村 一部事務組合等	<ul style="list-style-type: none"> ・個別施設計画に記載する内容について、財政部局との調整など、全庁的な検討に時間を要しているため。 ・公共施設等総合管理計画等との整合性を図ることに時間を要しているため。 ・学校の再編計画や統廃合、建替え計画等を検討中であり、その結果により施設計画を策定するため。 ・人員不足等により体制が整っていないため。 ・施設の実態調査や整備方針の検討、内部手続き等に時間を要しているため。 ・新型コロナウイルス感染症の対策等を優先したことで、進捗が遅れているため。 ・令和4年度4月より、保育所を幼保連携型認定こども園として開園したことで、施設主管が教育委員会に移管され、新たに個別施設計画を策定する必要が生じたため。 ・対象施設は建築から日が浅かったため、これまで計画策定の必要がないものと考え、計画策定を失念していたため。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度内に策定予定の管理者に対して、確実に策定が完了するよう、進捗状況を確認するとともに、必要に応じて参考資料の提供等の支援を行う。(8月以降随時) ・策定期間が令和5年度以降の管理者に対しては、ヒアリング等を行い、詳細に未策定理由を把握する。そのうえで、令和4年度内に策定が完了するよう、未策定となる原因に対して、他自治体の策定方法や工夫を解決策として提供するなど、きめ細やかに支援を行う。(8月以降随時)
		公立大学等施設 (全96管理者)	93% (未策定:7管理者)	96%	R6.3	市区町村 公立大学法人	<ul style="list-style-type: none"> ・開学・キャンパス完成から間もないため。 ・計画策定に時間を要しているため。 ・市との協議に時間を要しているため。 	<ul style="list-style-type: none"> ・確実に策定が完了するよう、進捗状況を確認するとともに、必要に応じてヒアリング、参考資料の提供等の支援を行う(8月以降随時)。

所管府省	分野	内訳詳細 (※1)	策定率 (R4.4.1時点)	策定率見込み (R5.4.1時点)	策定完了(策定率 100%)見込み時期 (R5.4.1以降の場合)	主な策定主体	策定遅延理由	所管府省としての未策定施設に対する取組
文部科学省	社会教育施設 (公立施設)	社会体育施設 (全1,932管理者)	84% (未策定:317管理者)	89%	R6.3	地方公共団体 一部事務組合等	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設総合管理計画等関連計画の策定・改訂遅延のため ・予算不足のため ・人員不足のため ・専門知識をもった人材不足のため ・市内、住民との調整等に時間を要しているため ・公共施設総合管理計画等関連計画の策定遅延及び共有事業相手の他市との調整に時間を要しているため ・市内の調整等に時間を要しているため 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の調査結果を踏まえた通知を全体に発出するとともに、未策定自治体等の施設担当に対して宛先を具体的に示し、直接早期策定を促す通知を発出する。 ・令和5年2月までにWebセミナーを実施し、個別施設計画策定の先行事例の紹介を行うとともにセミナー後に個別相談会を実施し自治体からの相談に対応する。またWebセミナーに参加できなかった地方公共団体が参照できるよう、当日資料をスポーツ庁ホームページに掲載する。 ・都道府県を通じて、オンライン等を活用し、未策定自治体等に早期策定を促す個別の働きかけを行うよう依頼する。
		文化会館等 (全1,289管理者)	85% (未策定:194管理者)	89%	R6.3	地方公共団体 一部事務組合等	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の調整に時間を有しているため ・人員不足のため ・計画策定作業に時間を要しているため ・施設が統廃合予定のため ・予算不足及び人員不足のため ・建て替え・取り壊しを検討しているため ・休館中のため ・改装中・閉館直後のため 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の調査結果を踏まえた通知を全体に発出するとともに、未策定自治体等の施設担当に対して宛先を具体的に示し、直接早期策定を促す通知を発出する。 ・今年度委託事業により、専門家による個別施設計画策定の進め方の講演や、自治体担当者による策定事例紹介などを含んだ個別施設計画のセミナーの映像配信を行う予定としている。 ・未策定自治体及び施設管理者に対し、セミナーの受講を働きかけるとともに、各自治体や施設の人員や予算の状況に合わせて、計画が策定できるよう、計画策定に関する個別相談会をZOOM等のオンラインも活用して実施する。 ・都道府県を通じて、オンライン等を活用し、未策定自治体等に早期策定を促す個別の働きかけを行うよう依頼する。
	社会教育施設 (社会体育施設及び文化会館等を除く) (全2,133管理者)	84% (未策定:351管理者)	88%	R6.3	地方公共団体 一部事務組合等	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定の財源不足のため ・施設の規模、老朽度等に応じて緊急性の高い施設を優先的に予算措置しているため(社会教育施設の予算措置が先送りとなったため) ・他業務や災害対応等により計画策定のための時間や人員が確保できないため ・複数の公共施設全体の再編や統廃合等、将来的な施設のあり方の検討作業に時間を要しているため ・自治体の全施設の計画を一括して策定していることから、他計画や他部署との調整等に時間を要しているため ・施設の廃止や取壊し等が決定しているため ・新築等のためまだ計画が策定できていないため ・現在計画策定中のため 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の調査結果を踏まえた通知を全体に発出するとともに、未策定自治体等の施設担当に対して宛先を具体的に示し、直接早期策定を促す通知を発出する。 ・令和4年度の全国やブロックごとの生涯学習社会教育主管部課長会議の際に、計画策定するよう周知する。 ・都道府県を通じて、オンライン等を活用し、未策定自治体等に早期策定を促す個別の働きかけを行うよう依頼する。 	

(2) 計画期間を超過している計画に対する所管府省庁としての対応

所管府省	分野	内訳詳細 (※1)	計画期間を超過している計画(施設数) (R4.4.1時点)	主な策定主体	計画期間超過理由	所管府省としての計画期間を超過している計画に対する取組
文部科学省	学校施設	公立学校施設 (全1,955管理者)	2	地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> ・財政面の都合のため。 ・現在、全対象施設の整備方針等を再検討をしているところであり、遅延が生じているため。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該自治体に更新できない理由を詳細にヒアリングするとともに、外部に委託せずに自治体職員のみで作成した事例を紹介するなど、これまで作成した手引きや解説書、事例集を活用して適切に助言・支援を行う。 ・自治体向けに講習会等を開催し、計画内容の充実を支援するとともに、適切に更新が行われるよう働きかける。
		社会体育施設 (全1,615管理者)	11	地方公共団体	・人員不足のため	・超過している地方公共団体へ個別に連絡を行い、更新を促す。
	社会教育施設 (公立施設)	文化会館等 (全1,095管理者)	1	地方公共団体	・令和4年9月で閉館するため。	・更新する必要がないため、対応不要。
		社会教育施設 (社会体育施設及び文化会館等を除く) (全1,782管理者)	1	地方公共団体	・計画期間終了に伴い更新する予定だったが、今後の長期的な改修計画を立てるための調査実施が遅れているため。	・円滑に更新が行われるよう、個別に連絡し更新を促していく。

各所管府省庁における取組状況について【厚生労働省】

1. インフラ長寿命化計画（行動計画）

（1）未策定状況に対する所管府省庁としての対応

所管府省	分野	内訳詳細	策定主体	未策定数※	令和4年度中の策定予定数	今後の対応
厚生労働省	医療	病院	一部事務組合等	11	9	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の感染拡大が落ち着きつつある現状に鑑み、行動計画策定の呼びかけを10月までに改めて行う。 毎年3月に開催している全国主管課長会議において引き続き策定の呼びかけを行う。 作業担当者からの問合せを取りまとめ、HPIにてQ&Aとして共有する（10月以降随時）。
	福祉	障害福祉	一部事務組合等	4	1	ガイドラインを周知し、引き続き策定要請を行う。
		老人福祉	一部事務組合等	3	0	

（2）計画期間を超過している計画に対する所管府省庁としての対応

所管府省	分野	内訳詳細	策定主体	計画期間を超過している計画(主体数) (R4.4.1時点)	計画期間超過理由	今後の対応
厚生労働省	水道	—	一部事務組合	7	水道事業統合や、広域連携を協議中であるもの、計画更新のための予算や人材が不足しているため。	<ul style="list-style-type: none"> 担当者会議や、説明会など各都道府県の認可権者に対する働きかけ等を行い、適切かつ計画的に更新が行われるよう働きかける。
	医療	病院	一部事務組合等	38	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症への対応により作業が遅れているため。 建替事業に合わせた行動計画の見直しを検討しているため。 建築単価高騰により計画の見直しが必要となっているため。 	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の感染状況が落ち着きつつある現状に鑑み、適切に更新を行うよう10月までに呼びかけを行う。
	福祉	児童福祉	一部事務組合	3	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度の新園舎完成に合わせ、計画更新を予定しているため。 (助産施設について)新病院建設計画があり、それに伴い計画の更新内容を検討中であるため。 	<ul style="list-style-type: none"> 新園舎や新病院の建設に伴い、計画の更新内容を検討中であることから、必要に応じて、未更新施設を管理する自治体にヒヤリングを行う等、状況確認を行う。
		障害福祉	一部事務組合等	3	<ul style="list-style-type: none"> 他の優先的に実施すべき事業を先に実施していたため。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在点検を進めている最中であり、点検結果を踏まえ、適切に更新を行う予定であるが、適切かつ計画的に更新が行われるよう働きかける。
		老人福祉	一部事務組合等	29	<ul style="list-style-type: none"> 更新を考えていたが、新型コロナウイルス感染症への対応により作業に着手できなかったため。 人員不足のため策定が遅れているため。 	<ul style="list-style-type: none"> 担当者会議や、説明会などでの周知を各都道府県対して働きかけ等を行い、適切かつ計画的に更新が行われるよう働きかける。

2. 個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）

（1）策定率100%未満の施設に対する所管府省庁としての対応

分野	内訳詳細 （※1）	策定率 （R4.4.1時点）	策定率見込み （R5.4.1時点）	策定完了（策定率 100%）見込み時期 （R5.4.1以降の場合）	主な策定主体	策定遅延理由	所管府省としての未策定施設に対する取組
水道分野	上水道施設 （全1,384管理者）	98% （未策定：21管理者）	100%	-	水道事業 水道用水供給事業 一部事務組合等	<ul style="list-style-type: none"> 経営基盤が脆弱な中小規模の水道事業において、水道事業等を担う人材の減少や高齢化が進んでいるという課題に直面しているため 人員の不足や脆弱な経営基盤に起因する作業の遅れのため 	<ul style="list-style-type: none"> これまで、水道における個別施設計画の策定方法を定めた「水道事業ビジョン作成の手引き」の作成・周知を行ってきたところ。また、水道事業ビジョン作成に当たり、更新等対策の内容やコストの見通しの検討に活用できる「アセットマネジメントに関する手引き」、「簡易支援ツール※」、「水道の耐震化計画等策定指針」を作成・周知する等に取り組んでおり、引き続き、手引き等を周知するとともに、その内容の充実に努めることで、個別施設計画の策定を促していく。（※アセットマネジメントの実践を支援するためのエクセルファイル） 並行して、小規模で経営基盤が脆弱な水道事業者に対して、施設や経営の効率化・基盤強化を図る広域連携の推進しているところ。また、担当者会議や、未策定事業者等への説明会の場や、個別のヒアリング等により、各都道府県の認可権者に対する働きかけを行うとともに、定期的なフォローアップ調査により策定状況の進捗管理を行う。
医療分野 （公的医療機関）	病院 （全1,267施設）	72% （未策定：353施設）	84%	R6.12	地方公共団体 一部事務組合等	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度内に策定完了の予定で作業を進めていたが、新型コロナウイルス感染症への対応により、施設の状況把握に時間を要し、策定作業が遅れているため 現施設について、建築から相当年数が経過していることから建替えについて検討を行っており、個別施設計画の策定に向けた作業が止まっているため 令和4年3月まで、病院の統合計画があったため。また令和4年3月に計画を遂行しようとしていた市長が交代し、その後の方向性が固まっていない状況。 今後の経営規模を決める経営健全化計画を策定する予定であり、その後長寿命化計画の策定に着手するため。 建物や設備の構造から専門的知識を有する者の診断等を必要とするが、これらに要する経費について、毎年発生している経年劣化等による設備修繕に振り向けられているため。 経営状況が大変厳しく、個別施設計画を策定し実施するための財源確保が不透明であることから、現時点では策定に至っていないため。最優先に経営改善に取り組み、経営改革プランの実施による経営改善の進捗状況を踏まえながら、策定に向け検討していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の感染拡大が落ち着きつつある現状に鑑み、個別施設計画策定の呼びかけを10月までに改めて行う。 毎年3月に開催している全国主管課長会議において引き続き策定の呼びかけを行う。 作業担当者からの問合せを取りまとめ、HPIにてQ&Aとして共有する（10月以降随時）
福祉分野 （公立施設）	児童福祉施設等 （全12,726施設）	82% （未策定：2,352施設）	85%	R6.3	地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症への対応により作業が遅れているため 人手、時間等が不足しているため 施設の更新又は施設の長寿命化を図るか検討中であるため 財政的な余裕がなく修繕計画が立てられないため 	<ul style="list-style-type: none"> ガイドラインを周知し、引き続き策定要請を行う。 自治体ごとに個別施設計画の主たる内容をまとめた一覧表を作成・公表し、必要に応じて未策定施設を管理する自治体に共有する。 中長期的な維持管理更新費の見直しを公表し、引き続き策定の支援を行う。
	保護施設 （全87施設）	78% （未策定：19施設）	100%	-	市区町村	<ul style="list-style-type: none"> インフラ長寿命化行動計画の更新とともに、厚生関係施設の長寿命化計画（個別施設計画）策定に向けて調整中。令和4年度中に策定予定。 民間法人へ譲渡する方針であるため 	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度中に策定を予定している施設に関しては、定期的（半年に1度程度）に個別に進捗状況の確認を行う。また、策定が行われているか年度末に再調査を実施する予定。
	障害福祉施設等 （全2,075施設）	75% （未策定：521施設）	85%	R6.3	地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症への対応により作業が遅れたため 人手、時間等が不足しているため 施設の更新又は施設の長寿命化を図るか検討中であるため 財政的な余裕がなく修繕計画が立てられないため 	<ul style="list-style-type: none"> ガイドラインを周知し、引き続き策定要請を行う。 自治体ごとに個別施設計画の主たる内容をまとめた一覧表を作成・公表し、必要に応じて未策定施設を管理する自治体に共有する。 中長期的な維持管理更新費の見直しを公表し、引き続き策定の支援を行う。
	老人福祉施設等 （全1,670施設）	70% （未策定：503施設）	80%	R6.3	地方公共団体 一部事務組合	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症への対応により作業が遅れたため 人手、時間等が不足しているため 施設の更新又は施設の長寿命化を図るか検討中であるため 財政的な余裕がなく修繕計画が立てられないため 	<ul style="list-style-type: none"> ガイドラインを周知し、引き続き策定要請を行う。 自治体ごとに個別施設計画の主たる内容をまとめた一覧表を作成・公表し、必要に応じて未策定施設を管理する自治体に共有する。 中長期的な維持管理更新費の見直しを公表し、引き続き策定の支援を行う。

(2) 計画期間を超過している計画に対する所管府省庁としての対応

所管府省	分野	内訳詳細 (※1)	計画期間を超過している計画(施設数) (R4.4.1時点)	主な策定主体	計画期間超過理由	所管府省としての計画期間を超過している計画に対する取組
厚生労働省	官庁施設	庁舎等 (全687施設)	181	国	・多くの施設においては官庁施設情報管理システム(BIMMS-N)を活用するなどして計画の更新を進めているものの、一部の施設においては中長期保全計画等、一部の計画が未更新となっていることにより個別計画の更新に至っていない状況であるため	・今後はBIMMS-Nの活用に関する周知をより一層促進し、適切な計画更新に努める
		宿舍 (全113施設)	24	国		
	水道分野	上水道施設 (全1,363管理者)	6	水道事業 水道用水供給事業 一部事務組合等	・水道事業統合や、広域連携を協議中であるため ・計画更新のための予算や人材が不足しているため	・担当者会議や、説明会や各都道府県の認可権者に対する働きかけ等を行い、適切かつ計画的に更新が行われるよう働きかける。
	医療分野 (公的医療機関)	病院 (全914施設)	15	地方公共団体 一部事務組合等	・新型コロナウイルス感染症の流行により、点検に入れない状況が続いているため。 ・令和4年度になり、公立病院経営強化プランのガイドラインが改めて示されたため、令和5年度までに策定予定である。 公立病院改革プランと同様に公立病院経営強化プランにも修繕計画を記載する予定である。また、現状については公立病院改革プランで作成した修繕計画をもとに延伸して建物等に対する保全作業を行っている。 ・病院が建て替え工事中であることから更新作業を中断しているため。 ・町内での初感染が認められた一昨年2月以来、管理責任者(医師)判断により運営会議、運営審議会は行っておらず、町民コンセンサスを得られる状況には無いため。年内に骨子を作成、年明けに関係機関との調整を経て完成としたい。	・新型コロナウイルス感染症の感染状況が落ち着きつつある現状に鑑み、適切に更新を行うよう10月までに呼びかけを行う。 ・円滑に更新が行われるよう、呼びかけと自治体からの相談に対する助言等の支援を行う。
	福祉分野 (公立施設)	児童福祉施設等 (全10,374施設)	5	地方公共団体	・前年度までに修繕をした施設について、新たな計画の策定を模索している状況であるため。 ・前年度までに修繕をした施設について、その後、大きな修繕の予定がないため。	・ガイドラインを周知し、策定要請とあわせ、更新要請を行う。 ・中長期的な維持管理更新費の見通しを公表し、引き続き更新の支援を行う。
		老人福祉施設等 (全1,167施設)	8	地方公共団体 一部事務組合	・人手、時間等が不足しているため ・施設担当の異動に伴う引継ぎができていなかったため、 ・施設の更新又は施設の長寿命化を図るか検討中であるため	・ガイドラインを周知し、引き続き計画更新の必要性を周知し要請を行う。

各所管府省庁における取組状況について【農林水産省】

1. インフラ長寿命化計画（行動計画）

(1) 未策定状況に対する所管府省庁としての対応
(該当なし)

(2) 計画期間を超過している計画に対する所管府省庁としての対応
(該当なし)

2. 個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）

(1) 策定率100%未満の施設に対する所管府省庁としての対応
(該当なし)

(2) 計画期間を超過している計画に対する所管府省庁としての対応

所管府省	分野	内訳詳細 (※1)	計画期間を超過している計画 (施設数) (R4.4.1時点)	主な策定主体	計画期間超過理由	所管府省としての計画期間を超過している計画に対する取組
農林水産省	農道	狭量(橋長15m以上) 及びトンネル (全3,515施設)	6	市区町村	<ul style="list-style-type: none"> 個別施設計画に基づく施設の補修等(ハード対応)を優先したため、個別施設計画や日常点検において現時点で健全と判定され緊急性が低い施設の個別施設計画の更新が遅れたため。 個別施設計画の更新のために必要な点検等の予算確保ができなかったことや管理を行っている市職員の不足により、計画的な更新ができなかったため。 	計画期間が超過している施設については、日常点検により異常等の施設の状況を確認されている。また、説明会や会議を通じて、各種補助事業の紹介等を行ったところである。現在、個別施設計画の更新作業が進められており、令和4年度内に全ての施設で更新が完了される見込みである。
	官庁施設	庁舎等 (全400施設)	219	国	膨大な施設を管理しているため。	現在、個別施設計画の更新作業を進めており、令和4年度内に全ての施設で更新が完了する見込み。
		宿舍 (全307施設)	169	国	膨大な施設を管理しているため。	現在、個別施設計画の更新作業を進めており、令和4年度内に全ての施設で更新が完了する見込み。

各所管府省庁における取組状況について【経済産業省】

1. インフラ長寿命化計画（行動計画）

（1）未策定状況に対する所管府省庁としての対応

分野	内訳詳細	策定主体	未策定数※	令和4年度中の策定予定数	今後の対応
工業用水	-	一部事務組合	1 (10)	1	・令和4年度に、計画未策定の事務組合に対し、各種会議や研修の場等を通じて策定を完了するよう指示を行っていく。

（2）計画期間を超過している計画に対する所管府省庁としての対応

（該当なし）

2. 個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）

（1）策定率100%未満の施設に対する所管府省庁としての対応

分野	内訳詳細 （※1）	策定率 （R4.4.1時点）	策定率見込み （R5.4.1時点）	策定完了（策定率 100%）見込み時期 （R5.4.1以降の場合）	主な策定主体	策定遅延理由	所管府省としての未策定施設に対する取組
工業用水	工業用水事業 （全103事業）	76% （未策定：25事業）	100%	-	都道府県・政令市 市区町村 民間企業 一部事務組合	・個別施設計画を策定するための予算や人材の確保等が難しかったため。	・令和4年度に、計画未策定の事業者に対し、各種会議や研修の場等を通じて策定を完了するよう指示を行っていく。

（2）計画期間を超過している計画に対する所管府省庁としての対応

（該当なし）

各所管府省庁における取組状況について【国土交通省】

1. インフラ長寿命化計画（行動計画）

（1）未策定状況に対する所管府省庁としての対応

（該当なし）

（2）計画期間を超過している計画に対する所管府省庁としての対応

所管府省	分野	内訳詳細	策定主体	計画期間を超過している計画(主体数) (R4.4.1時点)	計画期間超過理由	今後の対応
国土交通省	道路	—	地方道路公社	3	・人材不足等で改訂作業に遅れが出ているため。 ・事業期間終了予定のために行動計画を改定していないため。	各種会議での状況の周知、優良事例の紹介を行い、適切に更新が行われるよう働きかける。
	空港	—	民間事業者	2	・国土交通省インフラ長寿命化計画(行動計画)の第Ⅰ期と第Ⅱ期の変更内容の確認や新型コロナウイルス等の影響により関係者調整に時間を要しているため。	・円滑に更新が行われるよう、助言等を行う。なお、令和4年度末までに第2次の計画を策定する見込み。

2. 個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）

（1）策定率100%未満の施設に対する所管府省庁としての対応

所管府省	分野	内訳詳細 (※1)	策定率 (R4.4.1時点)	策定率見込み (R5.4.1時点)	策定完了(策定率 100%)見込み時期 (R5.4.1以降の場合)	主な策定主体	策定遅延理由	所管府省としての未策定施設に対する取組
国土交通省	道路	橋梁(橋長2m以上) (全1,824団体)	97% (未策定:48団体)	100%	-	道路管理者 (都道府県・政令市等、市区町村)	<ul style="list-style-type: none"> ・直近の点検結果が良好だった事から、現状修繕を要しないため。 ・予算不足等により、物理的に策定が間に合わなかったため。 ・2m以上15m未満の橋梁については補修規模の小さいものが多い事から「事後保全(日々の道路管理)で対応」・「補助申請の予定がない(単独費で対応)」等の理由のため ・15m以上の大規模な橋梁を優先的に計画策定しており、2m以上15m未満の橋梁について未策定となったため 	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化対策の課題を継続的に把握・共有し、効果的な対策の推進を図ることを目的に各県に設置している道路メンテナンス会議において、改めて計画策定状況を周知し、早急に策定されるよう助言、優良事例の紹介等、支援を行う。 ・道路メンテナンス事業補助制度において、令和5年度以降については、計画の策定を補助要件としていることを改めて周知することにより、令和4年度中の策定を促す。
		トンネル (全721団体)	87% (未策定:92団体)	100%	-	道路管理者 (都道府県・政令市等、市区町村)		
		大型の構造物 (全760団体)	86% (未策定:106団体)	100%	-	道路管理者 (都道府県・政令市等、市区町村)		
	河川・ダム	主要な河川構造物 (全19,733施設)	99% (未策定:187施設)	99%	R8.3	河川管理者 (都道府県・政令市)	新たに竣工した施設があり、現在策定中であるため。	・本年5月に地域河川課長会議を開催し、行動計画の周知により、新規策定のみならず、更新についても周知したところである。
	海岸	堤防・護岸・胸壁等 (全4,781地区海岸)	99% (未策定:30地区海岸)	99.6%	R6.3	海岸管理者 (都道府県、市町村等)	・工事の完了に伴い、個別施設計画(長寿命化計画)の策定対象が増加したため。	・個別施設計画(長寿命化計画)を未策定の海岸管理者に対して、策定に向けた技術支援等により、個別施設計画(長寿命化計画)の早期の策定を促す。
	港湾	係留施設 (全14,059施設)	99.9% (未策定:9施設)	100%	-	港湾管理者 (都道府県・政令市、公社等)	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理に係る体制の整備や予算の確保が困難な中、職員自ら更新するなどして対応していたが、一部の地方公共団体等においては、計画策定に必要な専門性を有する人材の不足があり、策定が進まなかったため。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「港湾の施設の維持管理計画策定ガイドライン」の「直営で作成した維持管理計画書の事例集(案)」や、地方整備局等の相談窓口における技術的支援などの活用について、維持管理計画が未策定となっている地方公共団体等に対して周知することなどにより、令和4年度内の策定を促す。
		外郭施設 (全19,443施設)	99.6% (未策定:69施設)	100%	-	港湾管理者 (都道府県、政令市、市区町村)		
		臨港交通施設 (全10,070施設)	99.7% (未策定:34施設)	100%	-	港湾管理者 (都道府県、政令市、市区町村)		
		その他(水域施設、荷さばき施設、旅客乗降用固定施設、保管施設、船舶業務用施設、海浜、緑地、広場、移動式旅客乗降用施設) (全7,410施設)	99% (未策定:88施設)	100%	-	港湾管理者 (都道府県、政令市、市区町村)		

所管府省	分野	内訳詳細 (※1)	策定率 (R4.4.1時点)	策定率見込み (R5.4.1時点)	策定完了(策定率 100%)見込み時期 (R5.4.1以降の場合)	主な策定主体	策定遅延理由	所管府省としての未策定施設に対する取組
国土交通省	公園	都市公園 (全878団体)	99% (未策定:9団体)	99%	R6.3	公園管理者 (都道府県・政令市・市町村)	・各地方公共団体において、公園施設長寿命化計画策定の必要性は認識いただいているが、公共事業に係る予算・人員に限られる中で、道路・河川等の他分野の事業を含めた施設整備を優先せざるを得ないことや、管理する公園数・施設内容によっては長寿命化計画策定によるライフサイクルコスト削減等の効果が限定的である場合があること等により、一部の地方公共団体において、公園施設長寿命化計画策定に必要な予算・人員を確保できず、計画策定に至っていないため。	・策定率向上のため、社会資本整備総合交付金等による策定支援を引き続き実施するとともに、未策定市町村に対し、策定に向けた個別の働きかけを実施する。(随時)
	住宅	公営住宅 (全1,596事業主体)	98% (未策定:38事業主体)	98%	R6.3	住宅管理者 (都道府県・政令市・市区町村)	・事業主体における計画策定に係る人員や予算が確保できないことによる。	・事業主体向けの各種会議(公営住宅整備事業等担当者連絡会議等)及び予算ヒアリングの場等において、早急な計画策定を促すとともに、未策定の事業主体へは個別に働きかけを行う。また、交付金・補助金事業の実施には、計画策定が必要であることを改めて周知する。

(2) 計画期間を超過している計画に対する所管府省庁としての対応

所管府省	分野	内訳詳細 (※1)	計画期間を超過している計画(施設数) (R4.4.1時点)	主な策定主体	計画期間超過理由	所管府省としての計画期間を超過している計画に対する取組
国土交通省	道路	橋梁(橋長2m以上) (全1,824団体)	6	道路管理者 (都道府県・政令市等、市区町村)	・人材不足により改訂作業に遅れが生じているため。	円滑に更新が行われるよう、助言、優良事例の紹介等、支援を行う。
		トンネル (全721団体)	4	道路管理者 (都道府県・政令市等、市区町村)		
		大型の構造物 (全760団体)	3	道路管理者 (都道府県・政令市等、市区町村)		
	港湾	係留施設 (全14,050施設)	128	港湾管理者 (国、都道府県・政令市、公社等)	・維持管理に係る体制の整備や予算の確保が困難な中、職員自ら更新するなどして対応していたが、一部の地方公共団体等においては、計画更新に必要な専門性を有する人材の不足があり、更新が進まなかったため。 ・また、一部施設においては現在補修工事を実施中であり、補修工事完了後、適切に計画書の更新を行う予定である。	・「港湾の施設の維持管理計画策定ガイドライン」の「直営で作成した維持管理計画書の事例集(案)」や地方整備局等の相談窓口における技術的支援などの活用について、維持管理計画が未更新となっている地方公共団体等に対して周知することなどにより、更新を促す。
		外郭施設 (全19,374施設)	195	港湾管理者 (国、都道府県・政令市)		
		臨港交通施設 (全10,036施設)	40	港湾管理者 (都道府県・政令市、公社等)		
		廃棄物埋立護岸 (全189施設)	1	港湾管理者 (都道府県・政令市)		
		その他(水域施設、荷さばき施設、旅客乗降用固定施設、保管施設、船舶役務用施設、海浜、緑地、広場、移動式旅客乗降用施設) (全7,322施設)	62	港湾管理者 (国、都道府県・政令市)		

所管府省	分野	内訳詳細 (※1)	計画期間を超過している計画(施設数) (R4.4.1時点)	主な策定主体	計画期間超過理由	所管府省としての計画期間を超過している計画に対する取組
国土交通省	公園	都市公園 (全869団体)	17	公園管理者 (都道府県・政令市・市町村)	・一部の地方公共団体では、財政状況が厳しく、緊急に対応すべき施設の修繕等の措置を優先する必要があるため、計画の更新に係る予算の確保が困難であったため、計画期間内に計画の更新できていない。	・社会資本整備総合交付金等による計画の更新を支援するとともに、個別の働きかけを実施する。
	住宅	公営住宅 (全1,558事業主体)	37	住宅管理者 (都道府県・政令市・市区町村)	・施設規模が小さい等により、計画更新は不要と考えているため。 ・人員や予算が確保できないこと等により、計画を更新することが出来ていないため。	・計画更新が必要な事業主体に対し、各種会議(公営住宅整備事業等担当者連絡会議等)及び予算ヒアリングの場等において、計画更新を促す。
	官庁施設	庁舎等 (全1,388施設)	227	国	・各施設管理者により官庁施設情報管理システム(BIMMS-N)などを活用した計画の更新が順次進められているものの、一部の施設においては中長期保全計画等の更新に着手できていないことにより個別施設計画の更新に至っていないため。	・施設管理者への保全指導等を通じて、適切に更新が行われるよう働きかける。
宿舎 (全714施設)		116	国			

各所管府省庁における取組状況について【環境省】

1. インフラ長寿命化計画（行動計画）

（1）未策定状況に対する所管府省庁としての対応

分野	内訳詳細	策定主体	未策定数※	令和4年度中の策定予定数	今後の対応
廃棄物	一般廃棄物処理施設	一部事務組合	22 (413)	10	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでも、全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議等において、計画策定を働きかけるとともに、事務連絡等を送付し、策定作業を進めるよう働きかけてきたところである。 ・未策定組合に対する個別のヒアリングを今年度中に実施する予定である。 ・今後、循環型社会形成推進交付金における交付要件化も視野に引き続き働きかけの強化を検討している。

（2）計画期間を超過している計画に対する所管府省庁としての対応

分野	内訳詳細	策定主体	計画期間を超過している計画(主体数) (R4.4.1時点)	計画期間超過理由	今後の対応
廃棄物	一般廃棄物処理施設	一部事務組合	12	<ul style="list-style-type: none"> ・各策定主体において計画の点検作業に時間を要しているため。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各組合において計画の点検を進めている最中であり、点検結果を踏まえ、適切に更新が行われる予定である。円滑に更新が行われるよう周知徹底を行うと共に、助言等支援を行う。

2. 個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）

（1）策定率100%未満の施設に対する所管府省庁としての対応

所管府省	分野	内訳詳細 （※1）	策定率 （R4.4.1時点）	策定率見込み （R5.4.1時点）	策定完了（策定率 100%）見込み時期 （R5.4.1以降の場合）	主な策定主体	策定遅延理由	所管府省としての未策定施設に対する取組
環境省	廃棄物処理 施設	一般廃棄物処理施 設 （全2,639施設）	91% （未策定：228施設）	95%	R6.3	市町村 一部事務組合	<ul style="list-style-type: none"> ・新規建設含め各施設整備等の方向性について検討中であるため ・構成市町の意思統一に時間を要するため ・地元住民との交渉が予定より時間を費やしているため ・策定するための人員や予算が不足しているため 	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでも、全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議等において、計画策定を働きかけるとともに、事務連絡等を送付し、策定作業を進めるよう働きかけてきたところである。 ・今後、循環型社会形成推進交付金における交付要件化も視野に引き続き働きかけの強化を検討している。

（2）計画期間を超過している計画に対する所管府省庁としての対応

所管府省	分野	内訳詳細 （※1）	計画期間を超過している計 画（施設数） （R4.4.1時点）	主な策定主体	計画期間超過理由	所管府省としての計画期間を超過している計画に対する取組
環境省	廃棄物処理 施設	一般廃棄物処理施設 （全2,613施設）	37	市町村 一部事務組合	<ul style="list-style-type: none"> ・各策定主体において計画の点検作業に時間を要しているため。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各策定主体において計画の点検を進めている最中であり、点検結果を踏まえ、適切に更新が行われる予定である。所管府省として、円滑に更新が行われるよう周知徹底を行うと共に、助言等支援を行う。
	官庁施設	庁舎等 （全176施設）	3	国	<ul style="list-style-type: none"> ・該当施設において、個別施設計画に関する引継ぎが適切に行われていなかったため。 ・廃止予定で個別施設計画を更新していないため。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の引継ぎが適切に行われるよう必要な支援を行う。

1. インフラ長寿命化計画（行動計画）

（1）未策定状況に対する所管府省庁としての対応

（該当なし）

（2）計画期間を超過している計画に対する所管府省庁としての対応

（該当なし）

2. 個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）

（1）策定率100%未満の施設に対する所管府省庁としての対応

（該当なし）

（2）計画期間を超過している計画に対する所管府省庁としての対応

（該当なし）